

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 12 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 6 年 10 月 23 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を変更する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業」を追加する。
- (3) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業」を追加する。
- (4) 「その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「東京テレワーク推進センターの設置」を変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 6 年 12 月 10 日

東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (12) 略

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

① 神奈川県全域【平成 28 年 3 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、神奈川県又は東京都若しくはこれらに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、神奈川県又は東京都とする。

② 東京都全域【平成 28 年 11 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都又は神奈川県若しくはこれらに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県又は埼玉県とする。

③ 千葉市全域【平成 31 年 6 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。

(14) ～ (31) 略

(32) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。

東京都全域【令和6年度を目途に実施】

(33) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業等した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業等後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 成田市全域【直ちに実施】

3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1)～(3) (略)

(4) 事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置【東京テレワーク推進センターの廃止により、令和7年3月31日をもって削除予定】

内容：テレワークの普及を促進することにより、起業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」(以下「テレワークセンター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。【平成29年7月中に設置】

i) 設置主体：国(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)及び東京都

ii) 設置場所：東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋6階

iii) 実施体制：施設庁、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。

iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・テレワークの体験機会の提供
- ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
- ・コンサルタントの派遣
- ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付
- ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(12)略 (13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業 内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業) 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。 ① 神奈川県全域【平成28年3月を目途に実施】 <u>(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、神奈川県又は東京都若しくはこれらに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、神奈川県又は東京都とする。</u> ② 東京都全域【平成28年11月を目途に実施】 <u>(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都又は神奈川県若しくはこれらに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県又は埼玉県とする。</u> ③ 千葉市全域【平成31年6月を目途に実施】 (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。 (14)～(31)略 <u>(32) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業</u> 内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業) <u>海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(12)略 (13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業 内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業) 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。 ① 神奈川県全域【平成28年3月を目途に実施】 [加える。] ② 東京都全域【平成28年11月を目途に実施】 [加える。] ③ 千葉市全域【平成31年6月を目途に実施】 (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。 (14)～(31)略 [加える。]

<u>認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。</u> <u>東京都全域【令和6年度を目途に実施】</u> (33) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業 内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例 <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u>以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業等した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業等後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。</u> <u>① 成田市全域【直ちに実施】</u> 3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1)～(3) 略 (4) 事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置 <u>【東京テレワーク推進センターの廃止により、令和7年3月31日をもって削除予定】</u> 内容：テレワークの普及を促進することにより、起業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。<u>【平成29年7月中に設置】</u> i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び東京都 ii) 設置場所：東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋6階 iii) 実施体制：施設庁、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。 iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・テレワークの体験機会の提供 ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応	[加える。] 3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1)～(3) 略 (4) 事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置 内容：テレワークの普及を促進することにより、起業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。<u>【平成29年7月中に設置】</u> i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び東京都 ii) 設置場所：東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋6階 iii) 実施体制：施設庁、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。 iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・テレワークの体験機会の提供 ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
---	---

・コンサルタントの派遣 ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付 ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施等 以下 略	・コンサルタントの派遣 ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付 ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施等 以下 略
--	--